**平成２０年（フ）第６１１号**
福井県越前市日野美２―35　山口征子方、開始決定時の住所岐阜市下川手182番地15
破産者　松久　幸治
1　決定年月日　平成21年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

**平成２０年（フ）第２１０号**
静岡県富士市今泉1994番地の２
破産者　吉川広美こと　車　　伊順
1　決定年月日　平成21年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

**平成１９年（フ）第７４４号**
滋賀県栗東市手原２丁目９番35―102号
破産者　沖　　元気
1　決定年月日　平成21年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

**平成２１年（フ）第７６号**
大津市萱野浦３番３号　アネックス瀬田105号、前住所滋賀県東近江市五個荘竜田町648番地３
破産者　工房山成こと　山浦　整一
1　決定年月日　平成21年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

**平成２１年（フ）第１５２号**
大津市大将軍３丁目25番20―108号　エレガンスコート
破産者　寺内登芽男
1　決定年月日　平成21年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

**平成２０年（フ）第２４６２号**
京都市左京区聖護院山王町31番地
破産者　北村　茂樹
1　決定年月日　平成21年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２０年（フ）第６６号**
京都府福知山市字寺49番地の６　村田マンション201号
破産者　佐竹　正行
1　決定年月日　平成21年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所福知山支部破産係

**平成２１年（フ）第９号**
兵庫県丹波市柏原町挙田198番地１　市営住宅挙田団地403号
破産者　竹安　勇一
1　決定年月日　平成21年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所柏原支部破産係

**平成２１年（フ）第１８号**
兵庫県丹波市柏原町柏原3172ハートフル柏原２Ｃ
破産者　山本　壽美
1　決定年月日　平成21年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所柏原支部破産係

**平成２１年（フ）第１９号**
兵庫県篠山市福井266番地
破産者　湯浅　　博
1　決定年月日　平成21年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所柏原支部破産係

**平成２１年（フ）第３１号**
大阪府泉南郡岬町深日987―29、破産開始決定時の住所和歌山県岩出市安上324番地の42
破産者　南　　吉修
1　決定年月日　平成21年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

**平成２１年（フ）第１６４号**
和歌山県紀の川市桃山町最上738番地２
破産者　山見　京子
1　決定年月日　平成21年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

**平成２１年（フ）第１７１号**
和歌山市直川794番地の24
破産者　神谷　真弥
1　決定年月日　平成21年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

**平成２１年（フ）第１８５号**
和歌山市関戸１丁目２番35号
破産者　久保　**隆**司
1　決定年月日　平成21年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

**平成２１年（フ）第１８９号**
和歌山県有田市初島町浜1769番地の１
破産者　杉本組こと　杉本　春人
1　決定年月日　平成21年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

**平成２０年（フ）第７９号**
福岡県直方市大字植木171番地246、住民票上の住所北九州市八幡西区楠橋西３丁目18番21号
破産者　藤川　武俊
1　決定年月日　平成21年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所直方支部

**平成２０年（フ）第２０号**
福岡県柳川市佃町804番地
破産者　田中　泰彦
1　決定年月日　平成21年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所柳川支部破産係

**平成２０年（フ）第６７号**
福岡県柳川市蒲生667番地
破産者　樽見美恵子
1　決定年月日　平成21年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所柳川支部破産係

**平成２１年（フ）第１６１号**
熊本市南高江４丁目１番19―96号
破産者　水野　元嗣
1　決定年月日　平成21年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

第明治三十五種郵便物認可